

◎新潟県訓令第9号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																		
<p><b>第11条</b> 課に配付された文書等及び課に直接到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定による引継ぎ又は配付を受けた担当者は、次に掲げる場合を除き、必要な事項を公文書管理システムに登録すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第9項に規定する特定個人情報が含まれる場合</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（電磁的記録又はマイクロフィルムによる行政文書の保存）</p> <p><b>第61条</b> 保存文書は、別に定める方法により電磁的記録に記録し、又はマイクロフィルムに撮影することにより、当該保存文書に代えて当該電磁的記録又は当該マイクロフィルムを保存することができる。</p> <p>2 前項の規定により記録し、又は撮影した当該電磁的記録又は当該マイクロフィルムの検査を終えた保存文書は、第44条の規定にかかわらず、本庁にあっては法務文書課長が主務課の長と協議の上、地域機関にあっては所長が廃棄することができる。</p> <p><b>別表第3</b>（第68条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">所の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 研 中</td> <td style="text-align: center;">" 中山間地域農業研究センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号</p>	記 号	所の名称	(略)	(略)	農 研 中	" 中山間地域農業研究センター	(略)	(略)	<p><b>第11条</b> 課に配付された文書等及び課に直接到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定による引継ぎ又は配付を受けた担当者は、次に掲げる場合を除き、必要な事項を公文書管理システムに登録すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第8項に規定する特定個人情報が含まれる場合</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（マイクロフィルムによる行政文書の保存）</p> <p><b>第61条</b> 保存文書は、マイクロフィルムに撮影し、当該保存文書に代えて当該マイクロフィルムを保存することができる。</p> <p>2 前項の規定によりマイクロフィルムに撮影し、当該マイクロフィルムの検査を終えた保存文書は、第44条の規定にかかわらず、本庁にあっては法務文書課長が主務課の長と協議の上、地域機関にあっては所長が廃棄することができる。</p> <p><b>別表第3</b>（第68条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">所の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 研 高</td> <td style="text-align: center;">" 高冷地農業技術センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 研 中</td> <td style="text-align: center;">" 中山間地農業技術センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号</p>	記 号	所の名称	(略)	(略)	農 研 高	" 高冷地農業技術センター	農 研 中	" 中山間地農業技術センター	(略)	(略)
記 号	所の名称																		
(略)	(略)																		
農 研 中	" 中山間地域農業研究センター																		
(略)	(略)																		
記 号	所の名称																		
(略)	(略)																		
農 研 高	" 高冷地農業技術センター																		
農 研 中	" 中山間地農業技術センター																		
(略)	(略)																		

は、次によること。

ア 佐振地の記号を使用する課 総務課、  
業務課、用地・行政課、維持管理課、道  
路課、河川・砂防課、建築課及び県民サ  
ービスセンター

イ (略)

は、次によること。

ア 佐振地の記号を使用する課 総務課、  
業務課、用地・行政課、維持管理課、道  
路課、治水課、砂防課、建築課及び県民  
サービスセンター

イ (略)